

令和2年 教育委員会第17回定例会 会議録

日時 令和2年10月13日（火）

午後3時00分～午後3時52分

場所 教育委員会室

議事日程

第1 報告

【子ども支援課】

(1) 令和3年度保育園・こども園の入園案内について

【児童・家庭支援センター】

(1) 第2期障害児福祉計画の策定について

【学務課】

(1) 令和3年度千代田区立九段中等教育学校入学者決定に関する実施要綱

第2 その他

【子ども総務課】

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田（10月20日号）掲載事項

出席委員（5名）

教育長	坂田 融朗
教育長職務代理者	中川 典子
教育委員	金丸 精孝
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭

出席職員（11名）

子ども部長	清水 章
教育担当部長	佐藤 尚久
子ども総務課長	大谷 由佳
副参事（特命担当）	大塚 光夫
子ども支援課長	新井 玉江
子育て推進課長	中根 昌宏
児童・家庭支援センター所長	安田 昌一
子ども施設課長事務取扱 子ども部参事	小池 正敏
学務課長	小原 佳彦
指導課長	佐藤 友信
統括指導主事	田中 博

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	江口 友規
総務係員	橋本 悠

坂田教育長 | それでは、定刻になりましたので、教育委員会の定例会を開催いたします。  
まずは、開催に先立ちまして、傍聴の方から傍聴の申請が出ておりますので、許可をしていることをご承知おきください。  
それでは、ただいまから令和2年教育委員会第17回定例会を開会いたします。  
本日は、中川職務代理が若干遅れて到着ということでございます。ただ、ただいま定足数を満たしておりますので、会議のほうは進めさせていただきます。よろしくお願いたします。  
今回の署名委員は、俣野委員にお願いいたします。

俣野委員 | はい。

坂田教育長 | よろしくどうぞ。

### ◎日程第1 報告

#### 子ども支援課

（1）令和3年度保育園・こども園の入園案内について  
児童・家庭支援センター

（1）第2期障害児福祉計画の策定について

#### 学務課

（1）令和3年度千代田区立九段中等教育学校入学者決定に関する実施要綱

坂田教育長 | それでは、次第、議事日程に沿いまして、進めさせていただきます。  
報告事項です。最初は子ども支援課から、令和3年度保育園・こども園の入園案内についてということです。  
支援課長。

子ども支援課長 | それでは、説明させていただきます。令和3年度の保育園等入所選考の主な変更点でございます。  
主なところで、1、令和3年4月の入所選考での昨年度からの変更点です。  
まず、この冊子については11月5日から、各出張所ですとか保育園ですとか支援課でお配りするのですけれども、申込みは12月からとなります。その12月なのですけれども、前年度までは土曜日受付を行っていましたが、コ

ロナのために、2階までのエスカレーターももう止まっておりますし、窓口のほうもやっておりますので、うちのほうも中止いたしまして、今回は郵送受付を正式に開始します。

(2) なのですけれども、居宅内労働者の点数上限を居宅外労働者と同じ10点に変更します。これまでは、居宅内労働者の点数はお家にいるということで送り迎えとかもないですし、9点にさせていただいておりましたが、こういう時代になりましたし、リモートの方も多くなっておりますので、居宅外労働者と同じ10点というような扱いにいたします。

それと、(3) なのですけれども、令和3年3月閉園の予定の認証保育所が2つあります。「ココファン・ナーサリー神田万世橋」「ココファン・ナーサリー霞が関」に在籍している児童について、調整指数を加算する取扱いを行います。ここにありますように加算いたしまして、どこかの園には必ずお入りいただけるようにということで配慮いたします。

次、2なのですけれども、これは令和4年、これは3年のうちから1年間かけて皆様に変更点をお知らせしてご理解いただくというような内容のものでございます。

(1)、令和4年度より、育休延長希望者に対して合理的な取扱いを行います。併せて待機ポイントを転園のみ対象とします。このことについて令和3年度の入園案内から告知いたします。

内容については、令和4年度より、国の通知でも（育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫等について）というものが出ておまして、それに基づき、育児休業延長希望者の入所選考指数を下げる取扱いをいたします。これによりまして、保育の必要性が高いご家庭が入所しやすくなります。併せて、これまで1歳児クラス以降全員につけていた待機児ポイント、これは待機児ポイント狙いでみんな入れない園を書いてポイントを狙ってくるという方が最近物すごく増えております。その辺を考慮いたしまして、それを再来年やめるということを決めました。

このことは、区民の方にはちょっと影響が大きいので、3年で告知して4年で実施したいと考えております。

ご報告は以上です。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

ということで、令和3年4月の入所選考の若干の変更点と令和4年度以降の取扱いについて事前告知ということをするということでございます。

何かご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。ということでよろしいでしょうか。

(了 承)

坂田教育長

はい。

続きまして、児童・家庭支援センターからの報告です。第2期障害児福祉計画の策定についてということです。よろしく願いいたします。

それでは、お手元の教育委員会資料、第2期障害児福祉計画の策定について、こちらの資料をご覧ください。

この障害児福祉計画につきましては、児童福祉法と障害者総合支援法に基づきまして、国が「基本指針」を示しております、それに基づきまして障害児サービスの供給体制やその供給量あるいは円滑な実施体制、そういったものを区市町村が法定計画として作成をするものでございます。

第1期の計画は今年末が終期となりますので、今回、第2期の障害児福祉計画を策定するというものでございます。

次に、この障害児福祉計画の策定に当たりましては、併せて「障害福祉計画」、そして「障害者計画」という、こういったそれぞれの計画と整合を図る形で策定を進めているところでございまして、このそれぞれの計画の関係性につきましては、本日お手元にお配りしてございますこの分厚い素案の冊子の4ページ、5ページをご覧ください。

こちらの4ページのほうに、この第2期障害児福祉計画、そして第6期障害福祉計画、そしてこれをトータルで障害者計画という形で障害福祉プランという、こういった図で示しておるものでございまして、そして区における計画の位置づけとしては、5ページのほうにこれを、関連するそれぞれの個別の計画と併せて、こちらに示させていただいたものでございます。

このような関係性を持っておりまして、恐れ入ります、先ほどの1枚目の資料のほうにお戻りいただきまして、このトータルの障害福祉プランというものにつきましては、平成30年度に保健福祉部と子ども部で策定をしております、「障害福祉計画」と、そして「障害児福祉計画」、これを一体的に推進するプランという形で策定したものでございます。

それぞれの概要といいますか、それはこちらの表のほうに示しております、第6期障害福祉計画と第2期の障害児福祉計画、これの計画の策定期間は、来年の令和3年度から令和5年度までの3年間の計画として策定をするものでございます。

なお、この計画の見直し、この新たな改定版の計画を策定するに当たりましては、昨年アンケート調査を実施しております、これを基礎資料としております。そして、この計画の検討機関といたしまして、千代田区障害者支援協議会という会議体、こちらのほうが検討機関としてこれまでこの協議会の全体会並びに計画部会、そして相談支援部会というそれぞれの部会で精力的に協議、検討をしていただいたところでございます。

こちらの協議会の構成員、構成メンバーの皆様につきましては、こちらの分厚いこの障害福祉プラン素案の一番後ろのほう、136ページをお開きください。こちらの136ページにこの障害者支援協議会の委員の名簿を載せさせていただいております、学経の委員の先生を会長として、以下それぞれの障害者団体の代表の方等、関係機関の代表の皆様を幅広くこちらの支援協議会の委員という形でご参画を頂いているものでございます。

そして、こちらの137ページのほうに、これまでこの支援協議会並びにそ

それぞれの計画部会等で検討してまいりました経過等について、こちらのほうに記載をさせていただきました。5月から10月にかけてこのような会議が開催されまして、それぞれの検討内容ごとに精力的に検討していただいたというものでございます。

恐れ入りますが、最初の資料のほうにお戻りいただきまして、3、第2期障害児福祉計画策定にかかる主な課題として、こちらのほうにまとめてございますが、まず、児童発達支援センターの設置、これにつきましては、国のほうの指針でも、1か所、この児童発達支援センターを設置しなさいということが示されておりまして、それを踏まえまして、千代田区としては、現在のさくらキッズ、こちらの利用されるお子さんの人数等増えている状況等もございますので、こちらのさくらキッズの機能の拡充の検討と併せまして、新たな児童発達支援センターの設置について検討する必要があるということでございます。

そして、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置並びにコーディネーターの配置。こちらにつきましては、医療的なケアを必要とする重度の心身障害のお子さんが増えているという傾向がございまして、こういったことから、令和3年度以降、庁内の関係部署によりまして医療的ケア児支援について検討を行いまして、令和4年度、こちらでは医療的ケア児支援のためのコーディネーター、これはこういった人材を育成して、その活用配置を行うというものでございます。

この資料、裏面をおめくりいただきますと、今後のスケジュールということでこちらに記載をさせていただきますが、今後、パブリックコメントを実施いたしまして、広報によりこれの周知を図り、区民の皆様からもご意見を頂戴いたしまして、来年の2月に障害者支援協議会におきまして、この障害福祉プラン計画案としてこれを策定して、最終的に来年3月にこの障害福祉プランを完成させるというスケジュールを予定しているものでございます。

次に、色刷りの資料の素案概要という1枚のパンフレットがございまして、こちらをご覧ください。

こちらにつきまして、計画の位置づけ等は先ほど素案本体のほうでご覧いただいたところでございますが、3として、千代田区の障害福祉を取り巻く現状と課題、こちらで整理をさせていただきます。この中で、令和7年度開設予定の（仮称）神田錦町三丁目福祉施設という、そういったものが出てまいりますが、これは錦町のほうの旧神田保健所の跡地に今後建設を予定している障害者施設と高齢者施設の複合施設という形になりますが、その施設についてこちらで整備の計画等、策定しているというものでございます。

それから、障害児につきましては、切れ目のない適切な支援とライフステージごとに最適な支援を受けられるようにするということが課題ということをこちらのほうに書いてございますが、やはり18歳以降もスムーズに保健福祉部の障害者支援課のほうにこれをつないでいくといったことが一つ課題として、こちらのほうに挙げたものでございます。

次に、こちらの資料をおめくりいただきますと、2ページ、3ページでございますが、2ページは体系図ということで、この計画の目標ですとか、あるいは施策の方向性、こういったものにつきまして改めてこちらに体系的に整理をしたものでございます。

そして、3ページは事業名ということで、個別具体の事業、こちらについて網羅をしたものでございます。

そして、最後の4ページをご覧くださいますと、こちら赤字になっております、障害児福祉計画、こちらのほうで国の基本指針に定める基本的な考え方、そしてその右のところに数値目標として掲げてございまして、この児童発達支援センター、これは、国の基本指針のほうからは令和5年度末までに児童発達支援センターを1か所以上設置するということが示されておりますが、この素案では、まだ具体の数字をこちらのほうに入れ込んでございせんが、今後、また支援協議会のほうでもご確認を頂いた上で、最終的に計画として完成させるときに、ここに数値を何年度末までにという形で数字を入れさせていただく予定でございます。

次に、こちらの障害福祉プランの素案の本体のほうを再度ご覧くださいますと、こちらの83ページ以降が第2期障害児福祉計画の素案の本体の内容になってございまして、こちらのほうに先ほど概要でございました、それぞれの目標、そしてサービスの見込み量とそのサービス確保のための計画事業等について、記載をしているというものでございます。

88ページ、具体の計画値の数字がまだ入っておりませんが、こちらも今後障害児福祉計画として素案が取れる段階で、内容等について具体的に数字をこちらのほうにまた記載をまいります。

ご説明につきましては以上でございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

障害福祉プランというネーミングでございますが、福祉部門と子ども部門との共管の計画ということです。まだ検討途上ですので具体の数字もこれからということになりますが、考え方、方向性としてこういうものだということでございます。

ただいまのご説明で、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

金丸委員。

金丸委員

この素案の136ページに、先ほどご説明がありましたように、千代田区障害者支援協議会委員の名簿がありますがすけれども、右側のほうを見ると、支援協議会とは別に、計画部会とか相談支援部会というのがありますよね。それぞれの部会のメンバーというのは、この支援協議会の委員から出ているということなのでしょうか。

坂田教育長

どうぞ。

児童・家庭支援センター長

はい。金丸委員おっしゃるとおりで、この協議会の委員のメンバーの皆様の中から選抜といたしますか、それぞれの部会に分かれてご参画を頂いているというものでございます。

坂田教育長

ということでございます。  
ほかにごございますでしょうか。  
中川委員。

中川委員

見せていただきまして、やはり教育委員会の関係というのは子どもに関するところが中心になると思うのですけれども、保護者の方の話を聞いたりとかしていますと、例えば69ページですけれども、区内には、現在、身体障害のある方に対する自立訓練を実施する事業所はありません。必要に応じて近隣区の事業所と連携しながら支援に努めますというような書き方があるのですけれども、やはり区内の保護者の方に聞いていますと、区内に施設がないからとても困るという話を聞くのですね。せっかく錦町にできるのですから、そこでそういうことができるようにしていただきたいなと思います。

それで、89ページを見てみますと、さくらキッズはこれからさらに発展するということですが、「重症心身障害児、医療的ケア児の利用も考慮した児童発達支援事業所を整備することを検討します」ということで、やはりこれから錦町に施設ができるのであれば、検討しますというよりも少し積極的にやっていただけるといいなというふうに思います。

坂田教育長

はい。というご意見でした。  
センター所長。

児童・家庭支援センター所長

まず、ただいまの中川委員のご指摘、まさにごもっともというふうに認識をしております。まず、89ページのこの児童発達支援のほうにつきましては、やはりこういった重症の心身障害のお子様ですとか、そういったような方たちへの支援等も含めて、改めて今後のさくらキッズの拡充策といいますか、いわゆる今のあの場所でどうなのかということも含めて、やはりそこは総合的に検討していかざるを得ないだろうということでございます。

それと、今後、錦町三丁目に建設予定のこちらの福祉施設につきましては、高齢者施設と合築という形になりますので、障害者のいわゆる施設として、例えば障害の方のグループホームのような、そういったものも機能として確保していくということが見込まれているようでございますので、したがって、そちらのほうで、どこまでいわゆる通所型の障害の方の支援のサービスが実施できるかということがまだ今の段階ではあまり具体的には出てきていないところでございますが、本日頂戴いたしましたご意見はまた福祉部のほうにも申し伝えさせていただきまして、教育委員会でこういったご意見を頂戴したということはお伝えしてまいります。

坂田教育長

中川委員。

中川委員

やはり錦町の施設のキャパシティとかいろいろあると思うのですけれども、そこで必ずやっていただきたい。やっていただいたらどうかという意味で申し上げたのではなく。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

そうですね。まずは児童発達支援に関しては、課題としては区内に事業所数が少なかつたりなかつたりということで、課題としては相当認識しておる

し、こういった関係の子どもたちも増えてくるという実情もきちっと把握をしながら、今後、区内でそういうことをするためにはどういう場所でどういうことをしていくかと。需要はどのぐらいかというの見込みながら物事を進めていくということになるかと思えます。そういう課題認識は持っていますということですので、よろしく願います。

中川委員  
坂田教育長  
中川委員  
坂田教育長

ありがとうございます。  
はい。自立訓練につきましても、また同様ですね。  
そうですね。  
はい。貴重なご意見ありがとうございました。  
ほかにございますでしょうか。

金丸委員

金丸委員。私自身がよく理解していないからなのかもしれませんが、錦町の施設についてどこまで計画が進んでいるかによりますけれども、今の段階で検討するということは、錦町の施設は使わないということになる可能性がありますよね。そうすると、別のところでこれをやるという趣旨で書かれているのかどうか、その辺はどうなのでしょう。

児童・家庭支援センター所長

児童・家庭支援センター所長 現段階では障害児の支援等について錦町の施設で行うという計画はございませんが、福祉部で所管する機能の具体的な中身については、また改めて確認の上、ご報告をさせていただきます。

坂田教育長

坂田教育長 はい。ということで、まだ機能も明確に確知していないということがありますが、少なくとも児童発達支援等々の子どもに関わる場所は、そこで実現しようということには今のところなっていないし、ほかのところでも何かししようということだろうと思います。

ほかにございますでしょうか。

金丸委員

金丸委員 もしそうであれば、それがここで読めば分かるようにしたほうがいいと思うのです。あたかも錦町にこれが入るように読まれてしまうと、何かミスリードする感じがあるので、実際にはここには入らないのだったら入らないけれども、そういう施設を別に造るとか、施設は造らないけれども、こういうような形でのものを考えているというのを入れていただいたほうが、読む方が理解しやすいのではないかと思います。

坂田教育長

坂田教育長 はい。ありがとうございました。  
ほかにございますでしょうか。

(なし)

坂田教育長

坂田教育長 はい。それでは、この件については以上といたします。  
次に、学務課さんからの報告です。  
令和3年度千代田区立九段中等教育学校入学者決定に関する実施要綱です。

学務課長。

学務課長

学務課長 それでは、ピンクの冊子をご覧いただければと思います。  
例年、特に報告としてご説明はしてないのですけれども、今年は1点内容

が変わりましたので、その1点だけについてご説明できればと思います。

募集人数だとか、あと募集資格につきましては、基本的な内容としましては例年と変更はありませんけれども、1枚めくっていただきまして、1ページの右上の部分ですけれども、令和3年度の区分B、いわゆる都内全域からの出願方法が、新型コロナウイルスの感染症対策として、今までは持参だったのですけれども、こちらについては郵送ということで変更させていただきました。それ以外は例年と同様で、内容的には変更はございません。

なお、実施要綱につきましては、10月1日から千代田区のホームページで公表しております。

簡単ではございますが、ご説明は以上となります。

坂田教育長

はい。例年のものです。中等の入学手続ですが、何かご意見、ご質問がございましたらお願いします。

金丸委員。

金丸委員

区分Aも一緒に郵送で処理してもいいようにも思うのですけれども、それをしなかった理由がどんどこにあるのかということが第1の質問で、第2の質問が、検査に関して、この九段校舎と富士見校舎でやれば密にならないで検査ができるのかどうかと、その2つを教えてください。

学務課長

1点目ですけれども、金丸委員おっしゃるとおり、両方ともというのはあるのですけれども、Bを持参から変更したのは、やはり出願人数が都内全域だとかなり多いということで、本来は持参が望ましいのですけれども、そういう人数の関係でAは持参という形で残させていただいて、人数の多いことが見込まれるBについてはもう郵送ということでさせていただいたということです。

すみません。富士見校舎と九段校舎について2つ目の質問は、大塚室長から。

九段中等教育学校経営企画室長

今まで試験については1クラス40人だったのですけれども、35人という形で、もっと減らしたいのですけれども、なかなか部屋とか先生とかの関係もありまして、1割強減らすというような形になります。

あと、先ほどのA区については競争率が大体2倍で、B区については都内全域ということもあって7倍という状況です。

坂田教育長

ということでございます。よろしく願いいたします。

ほかにごありますか。

(なし)

坂田教育長

それでは、以上で報告事項を終了いたします。

## ◎日程第2 その他

### 子ども総務課

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田(10月20日号)掲載事項

坂田教育長 その他事項に参ります。よろしくお願ひいたします。

子ども総務課長 総務課長。

子ども総務課長 まず、教育委員会行事予定表のほうをご説明させていただきます。

すみません。配付した資料上ちょっと不備がございまして、教育委員会定例会につきまして、10月27日火曜日と11月10日火曜日、11月24日火曜日、いずれも定例会の予定を記載しそびれておりました。すみません、お書き加えていただければと思います。

そのほかは、10月、11月に関しては指導課訪問と、あと親子運動会ということで、区立幼稚園、こども園との運動会が予定されております。

予定表のほうは以上です。

続きまして、広報千代田10月20日号の広報原稿一覧となっております。子ども部関係ですと、1つ目の「親と子の絆プログラム」ACT（アクト）すこやか子育て講座というものが掲載予定でございます。そのほかは文化振興課、生涯学習・スポーツ課関係のもので、計12件となっております。各種展示に関するものですか、図書館のおはなし会に関するもの、あと裏面に行くと外濠公園総合グラウンドのテニスコートのほうが使えないであるとかというようなご案内となっております。

あと、裏面の8番目に「成人の日のつどい」のほうの案内状の送付も始まりますよということのご案内となっております。ご確認くださいと思います。

説明は以上です。

坂田教育長 はい。何かお気づきになった点がございましたらどうぞ。よろしいでしょうか。

俣野委員。 俣野委員。

俣野委員 すみません。この、8番の「成人の日のつどい」なのですが、今までもこういうふうにやっておられたのでしょうか、区外参加者というのはどういう形になるのですか。

子ども総務課長 中学校の時代に区内に住んで方たちも来られるようにというふうなところで、申込み制を取って、参加を許可しているというふうなところです。

俣野委員 分かりました。

坂田教育長 はい。ほかにございますか。

金丸委員。 金丸委員。

金丸委員 同じく8番の「成人の日のつどい」の件ですけれども、さっきの検査のときのことと同じなのですけれども、鶴の間の実施だから多分大丈夫だとは思うのですけれども、要するに例年の人数からすると大体何人が見込まれてここに決めたのだというところが分かれば、教えてください。

子ども総務課長 鶴の間、総勢千何名ぐらい入る広間らしいのですけれども、そこに三百何十名というような募集であるというふうなところは、ちょっと漏れ聞いているところでございます。

あと、例年は飲食を伴っての会になっていたかと思うのですが、そこも飲

食を伴わないで持ち帰りできないかというところを委員さんとかと詰めている段階というところですので、また詳細ご案内できるようになりましたらご説明させていただければと思います。

金丸委員  
坂田教育長

ありがとうございます。

ほかにございますか。予定表もよろしいですか。

(了 承)

坂田教育長

はい。それでは、その他事項は以上とさせていただきます。

日程上のその他事項はこれで以上なのですが、私ごとではありますが、私の教育長としての任期満了が10月18日をもってということになります。ですので、実質的には今週金曜日でその任を終了するということになります。後任については今のところまだはつきりしませんけれども、一時的には不在になるという状況でございます。

それで、長きにわたり、私の職務代理者として中川委員が務めていただきました。あるいは私の前の時代から、中川委員は教育委員長を務めていただき、大変重責を担っていただきましたが、今般、私も期を満了していなくなるに当たりまして、職務代理者を変更したいというふうに思います。これは教育長が指名をするということになりますので、私が現職のうちにそのことをなし得たいというふうに思っております。つきましては、大変恐縮ですが、金丸委員に次の期といいますと19日からになりますが、教育長の職務代理者をお願いいたします。よろしくお願い申し上げます。

金丸委員  
坂田教育長  
中川委員  
坂田教育長

お願いいたします。

中川委員、ありがとうございました。

いえいえ。

この旨は、この指名とともに庁舎の前に貼り出して、周知をするという行為が一緒についてまいります。

併せまして、しばらく教育長不在になりますので、教育長の事務的な側面は子ども部長に担っていただきます。事務局長としての役割は子ども部長にお願いをすることになりますが、このことは金丸職務代理が子ども部長にその旨を委任するということになります。形の上では、これも19日からということになります。

ということです。今後ともよろしくお願い申し上げます。

それでは、教育委員さんから何かほかにございますでしょうか。特段よろしいですか。

(な し)

坂田教育長

はい。それでは、本日の定例会を終了いたします。どうもありがとうございました。